

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江東区枝川二丁目7番8号

氏 名 大興運輸倉庫株式会社

代表取締役 片山 饒

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 平成 29年 3月 28日

許可の有効期限 令和 4年 3月 27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 廃水銀等、⑤特) 汚泥、⑥特) 廃油、⑦特) 廃酸、⑧特) 廃アルカリ（以上8種類）

※⑤、⑥、⑦及び⑧に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 14年 3月 28日 新規許可

平成 19年 3月 28日 更新許可

平成 24年 3月 28日 更新許可

平成 28年 8月 16日 変更許可

平成 29年 3月 28日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「－」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃ア ルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀化合物(環境省令 で定める水銀回収を義務付 けるものを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀又はその化合物	－	○	－	○	○	－	－	－
水銀又はその化合物(環境 省令で定める水銀回収を義 務付けるものを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－
カドミウム又はその化合物	－	○	－	○	○	－	－	－
鉛又はその化合物	－	○	－	○	○	－	－	－
有機燐化合物	－	○	－	○	○	－	－	－
六価クロム化合物	－	○	－	○	○	－	－	－
砒素又はその化合物	－	○	－	○	○	－	－	－
シアン化合物	－	○	－	○	○	－	－	－
PCB	－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン	－	－	○	－	－	－	－	－
テトラクロロエチレン	－	－	○	－	－	－	－	－
ジクロロメタン	－	－	○	－	－	－	－	－
四塩化炭素	－	－	○	－	－	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン	－	－	－	－	－	－	－	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン	－	－	－	－	－	－	－	－
チウラム	－	－	－	－	－	－	－	－
シマジン	－	－	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	－	－	○	－	－	－	－	－
セレン又はその化合物	－	○	－	○	○	－	－	－
1,4-ジオキサン	－	－	－	－	－	－	－	－
ダイオキシン類	－	－	－	－	－	－	－	－

